

2022 春闘速報

石狩地域2022春季生活闘争闘争委員会

2022年 8月10日発 第17号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-1212 Fax011-210-1213

北海道地域最低賃金は920円!

31円の引き上げは過去最大、10月2日発効予定

北海道地方最低賃金審議会（以下、最賃審議会）は8月8日、第4回審議会を開催し、2022年度の北海道最低賃金を現行の889円から31円引き上げ、920円に改正することで結審しました。31円の引き上げは過去最大、本年10月2日発効予定です。

本年度の最賃審議会は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において目安金額が示されない中、同時並行で金額審議が進められた。これは公労使が、昨今の情勢を考慮した結果、最低賃金を引き上げることの必要性や10月の早期発効の重要性について公労使の認識が一致していたものと受け止める。

中央が示した目安30円に1円プラスされた今回の引き上げ額は、「誰もが時給1,000円」となる社会の早期実現に向けた第一歩となり、特に最低賃金近傍で働く者の賃金が改善されることは影響率を見ても、一定程度前進であると考えられるが、ナショナルミニマム水準として十分とは言えない。

消費者物価の高騰は、我々労働者の生活に大きく影響している。切り詰めることが出来ない生活必需品の上昇は、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。この物価上昇に対応出来る唯一の方法は、継続的な賃金の引き上げである。

過去最大の引き上げ額となったことは評価するものの、改定額の920円は、2,000時間働いたとしても年収は184万円にしかならない。最低賃金法第1条の「賃金の低廉なる労働者の労働条件の改善を図る」には、十分な金額とは言えず、さらなる引き上げを求めてきたが、公労使三者が真摯に議論を尽くした結果と受け止める。

一方で、中小企業や小規模事業者が、継続的に賃金を引き上げるための環境整備も重要となってくる。上昇する企業物価に対応した助成制度や取引の適正化など、引き続き、社会全体で取り組むべき課題と認識している。

最低賃金は、集団的労使関係のない職場を含む社会全体の賃金を底支えする重要な役割を果たしている。連合北海道はこの重要性を改めて認識したうえで、今後の特定（産業別）最低賃金の審議に全力で取り組んでいく。

【2022年度北海道地域最低賃金改正に関する連合北海道事務局長談話】

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図るが、産別・単組、各地区連合・区連合、各級議員や多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・街頭宣伝などの取り組みにご協力いただいたことに感謝申し上げます。今後は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらには中小・小規模企業の経営環境の基盤整備にむけた政府施策の早期かつ確実な実施、特定（産業別）最低賃金の引き上げを強く求めていくこととします。